

## かながわ肝疾患コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（平成29年4月25日付健発0425号第4号厚生労働省健康局長通知）及び「神奈川県肝炎対策推進計画（平成30年度～平成34年度）」に基づき、「かながわ肝疾患コーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、神奈川県の肝炎対策を推進することを目的とする。

## (実施主体)

第2条 実施主体は、県とする。ただし、業務の一部を委託することができる。

## (基本的な役割)

第3条 コーディネーターは、第6条第1項の規定による認定を受け、第4条に掲げる活動を行う。

- 2 コーディネーターは、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行う。
- 3 コーディネーターは、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進されるよう、フォローアップを行う。
- 4 コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

## (活動内容)

第4条 コーディネーターの主な活動内容は、コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。

## (1) 肝疾患診療連携拠点病院、肝臓専門医療機関その他の医療機関

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
- エ アからウまでのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

## (2) 県保健福祉事務所（センター含む）、保健所又は市町村の肝炎対策担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) 民間企業や医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員の普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 第1号から第3号までの機関以外の機関

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等の普及啓発
- イ アのほか、前条に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第5条 コーディネーターは、次のとおり配置するものとする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院  
職種は問わないが、各施設に1名以上配置する。
- (2) 肝臓専門医療機関等の医療機関  
職種は問わないが、各施設に1名以上配置するよう努めるものとする。
- (3) 県保健福祉事務所（センター含む）、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署  
職種は問わないが、肝炎対策の業務に携わる者で、各県保健福祉事務所（センター含む）、各保健所及び各市町村に1名以上配置する。
- (4) 民間企業や医療保険者等の職域機関、その他の機関等  
各機関の状況に応じて適宜配置する。

(養成及び認定)

第6条 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者をコーディネーターとして認定するものとする。

- (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体に健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者

- (2) 県が実施する養成研修を受講し、習熟度に関する試験に合格した者
- 2 前項第2号に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 肝疾患の知識（第5条第1号及び第2号においては肝疾患の最新情報を取り扱うこととする。）
  - (2) 各配置場所に応じた先進事例や活動事例
  - (3) コーディネーターに期待される役割、心構え
  - (4) 肝疾患に係る相談窓口紹介
  - (5) 県の肝炎対策
- 3 知事は、第1項の規定によりコーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第1号）を交付し、かながわ肝疾患コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

（辞退）

第7条 コーディネーターの要件を満たさなくなった場合又は継続することが困難となった場合、コーディネーターは知事に辞退届を提出する。

（認定の取り消し）

第8条 知事は、コーディネーターが第12条の事項を遵守できなかった場合には、これを取り消すことができる。

（任期）

第9条 コーディネーターの任期は、3年以内とし、認定証交付日の属する年を2年経過した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

（技能向上及び活動支援）

- 第10条 県は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 県はコーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、県や肝疾患診療連携拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

（養成研修の募集等）

- 第11条 第6条第1項第2号に規定する養成研修の募集期間は、実施日の2か月前から1週間前までとする。ただし、応募状況によってはこの限りでない。
- 2 養成研修の募集は、次の方法により行う。ただし、必要に応じてその他の方

法も可能とする。

- (1) 県保健福祉事務所（センター含む）、保健所、市町村、肝臓専門医療機関、薬局、民間企業、医療保険者、検診機関等への通知
- (2) 県内保健医療関係団体への周知の協力依頼
- (3) その他各種広報媒体による広報

（遵守事項）

- 第12条 コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第7条の規定によりコーディネーターを辞退した後及び第8条の規定により認定を取り消された後も同様とする。
- 2 コーディネーターの身分を私的な利益、営業目的のために用いないこと。
  - 3 知事から活動内容について報告を求められた場合は、その求めに応じ報告すること。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの養成及び活用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月27日から施行し、平成30年1月27日より適用する。